

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	土地借料	担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成14年度	担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 稲葉 和男			
会計区分	一般会計	政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	都市公園法第5条、第6条	関係する計画、通知等	・広島市公園条例第10条 ・長崎市都市公園条例第10条				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館を、広島市の所有する平和記念公園及び長崎市の所有する平和公園内にそれぞれ設置しているため、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき、広島市及び長崎市に対し土地借料(使用料)を支払うものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国(厚生労働省)は、広島市及び長崎市の請求に基づき、国立原爆死没者追悼平和祈念館に係る土地借料(使用料)を支払う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	28	28	27	25	25
		補正予算					
		繰越し等					
	計	28	28	27	25	25	
	執行額	28	27	27			
執行率(%)	100%	96%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき支払われる土地借料であるため、成果指標等を記載することには馴染まない。	成果実績	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき支払われる土地借料であるため、定量的な指標の設定は困難である。	活動実績 (当初見込み)	-	-	-	-	-
			-	(-)	(-)	(-)	
単位当たりコスト	- (円/ -)	算出根拠	-				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	土地使用料	25	25				
	計	25	25				

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	国立原爆死没者追悼平和祈念館は都市公園内に設置されていることから、法令(都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例)の規定に基づき、土地借料(公園使用料)を支払う必要がある。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	法令(都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例)の規定に基づき、公園の使用者である国が、広島市及び長崎市に対し土地借料(公園使用料)を支払う必要がある。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	—				
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業に要する経費の使途は、広島市・長崎市の公園設置許可に伴う使用料である。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—				
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—				
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	広島市及び長崎市の条例等に基づき支払う経費であり、適切な予算執行を行っている。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	本経費は、原爆死没者追悼平和祈念館に係る土地借料について、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づいて広島市及び長崎市に対し支払うものであり、見直しの余地はないが、引き続き適切な予算執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	188	平成23年	165	平成24年	137

厚生労働省
27百万円

使用料の支払い。

【条例に基づく公園使用料】
A. 広島市
17百万円

公園施設設置許可。使用料の請求。

【条例に基づく公園使用料】
B. 長崎市
10百万円

公園施設設置許可。使用料の請求。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.広島市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
使用料	使用料	17			
計		17	計		0
B.長崎市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
使用料	使用料	10			
計		10	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.広島市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	土地使用料	17		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.長崎市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長崎市	土地使用料	10		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					